

設備投資に活用できる！ 中小企業向け

優遇税制

※記事内容は、記事更新日時点の情報です。最新の情報は、必ず省庁や自治体の公式 HP をご確認ください。

中小企業等にとって設備投資は、事業拡大や経営強化の重要な手段です。

この設備投資を支援する施策のひとつに、一定の条件下において税金の優遇措置を行う「優遇税制」があります。

そこでこの記事では、中小企業向けの優遇税制のうち、設備投資に活用できる制度に焦点を当てて制度の概要、令和 6 年度からの変更点を整理して紹介します。

なお、本記事で紹介する制度のポイントは次のとおりです。

制度名	対象者	対象設備	優遇内容 (特別償却・税額控除)
地域未来投資促進税制	承認地域経済牽引事業者	機械・器具備品・建物・構築物	特別償却（20～50%）または税額控除（2～6%）
中小企業経営強化税制	経営力向上計画の認定事業者	機械・工具・建物附属設備・ソフトウェア等	即時償却または税額控除（7～10%）
中小企業投資促進税制	中小企業者、個人事業主（一定要件）	機械、ソフトウェア、トラック等	特別償却 30%または税額控除 7%
中小企業防災・減災投資促進税制	事業継続力強化計画の認定中小企業者	災害対策機能を有する機械・設備等	特別償却 16%
カーボンニュートラル投資促進税制	脱炭素化計画の認定企業	炭素生産性を 1%以上向上させる設備	特別償却 50%または税額控除（5～14%）

地域未来投資促進税制

地域未来投資促進税制とは、地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合に特別償却または税額控除を行う制度です。

大企業も活用可能で、機械装置器具備品のほか建物、附属設備、構築物も対象となることから、事業者からのニーズが高い制度となっています。

適用対象者

本制度の適用対象者は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に規定する承認地域経済牽引事業者です。

対象設備

本制度の対象となる資産（特定事業用機械等）は、新設もしくは増設に係る特定地域経済牽引事業施設等を構成する機械および装置、器具および備品、建物およびその附属設備ならびに構築物で、その製作もしくは建設の後事業の用に供されたことのないものです。

適用期間

本制度の適用期間は、令和9年度末までです。

税制措置

本制度では、対象となる設備投資に対して下図のとおり、特別償却・税額控除を適用します。

特別償却とは、企業が設備投資を行った際、通常の減価償却に加えて、一定の割合を上乗せして償却できる制度です。

また税額控除とは、算出された税額から一定の金額を直接差し引く制度です。

改正概要		【適用期限：令和9年度末(2027年度末)まで】※赤字が今回の新設箇所 (下線は今回の主な改正箇所)	
対象者	地域経済牽引事業計画*1の承認を受けた者		
機械装置 器具備品	通常控*2	特別償却35% 又は税額控除4%	<地域経済の発展・成長に特に資する分野について> 下記の①～③を満たす産業(※)を自治体が指定 ※日本標準産業分類上の中分類ベースで確認・指定(3つまで) ※要件詳細については調整中 ① 地域経済への波及効果 自治体におけるその産業の付加価値額の伸び率もしくは、その付加価値額の県内の総付加価値額に占める割合が一定以上であること ② 当該産業の成長性 自治体におけるその産業の売上高or就業者数or給与総額が一定以上伸びていること ③ 自治体の計画性 自治体において関連する産業ビジョンが定められていること
	通常控の要件及び下記①を満たした上で、②、③、④のいずれかを満たす ① 労働生産性の伸び率5%*3以上かつ投資収益率5%以上 ② 創出される付加価値額が1億円以上、かつ、直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上 ③ 創出される付加価値額が3億円以上、かつ、事業を実施する企業の前年度と前々年度の平均付加価値額が50億円以上 ④ <u>創出される付加価値額が1億円以上、かつ、自治体が指定する地域の経済発展・成長に特に資する分野に該当する事業であって、設備投資額が10億円以上であること</u>	特別償却50% 又は税額控除5%	
	中堅企業枠	特別償却50% 又は税額控除6%	
建物、附属設備、構築物	特別償却20%/税額控除2%		

*1 地方自治体が策定し、国が同意した基本計画に基づき策定した事業計画であり、都道府県知事による承認が必要。
 *2 サプライチェーン類型について、廃止。
 *3 中小企業者については労働生産性の伸び率が4%以上とする。

出典：[経済産業省 令和7年度\(2025年度\) 経済産業関係 税制改正について](#)

掲載ページ：[経済産業省 令和7年度税制改正について](#)

令和6年度からの主な変更点

本制度の、令和6年度からの主な変更点は以下の2項目です。

- 地域経済を牽引する企業の成長促進を通じた強靱な産業基盤の構築に向けて、地域経済の実情に応じ、その発展・成長に特に資する分野に対する10億円以上の設備投資について新たな措置(特別償却50%または税額控除5%)を追加します。
- 適用期限を3年間延長し、令和9年度末までとします。

参照：[経済産業省 令和7年度\(2025年度\) 経済産業関係 税制改正について](#)

掲載ページ：[経済産業省 令和7年度税制改正について](#)

参照：[国税庁 No.5436 地域未来投資促進税制\(地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除\)](#)

中小企業経営強化税制

中小企業経営強化税制とは、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、対象設備の取得や製作等をした場合に、即時償却または取得価額の10%の税額控除（資本金の額等が3,000万円超の法人は7%）が選択適用できる制度です。

これまでA・B・C・D類型の4つの区分で要件を定めて施行していましたが、後述のとおり、制度の見直しによってC類型は廃止となりました。

これにより、本制度の適用を受けるためには、A類型：生産性向上設備、B類型：収益力強化設備、D類型：経営資源集約化設備のいずれかを導入して実施する経営力向上計画の認定を受けることが必要となります。

適用対象者

本制度の適用対象者は、中小企業者または農業協同組合等もしくは商店街振興組合のうち、中小企業等経営強化法に規定する経営力向上計画の認定を受けた同法に規定する特定事業者等に該当する法人です。

対象設備

本制度の対象設備は、次のとおりです。

1. 機械および装置：1台または1基の取得価額が160万円以上のもの
2. 工具、器具および備品：1台または1基の取得価額が30万円以上のもの
3. 建物附属設備：取得価額が60万円以上のもの
4. ソフトウェア：取得価額が70万円以上のもの

適用期間

本制度の適用期間は、令和8年度末までです。

税制措置

新品の特定経営力向上設備等の取得または製作もしくは建設をして、国内にあるその法人の指定事業の用に供した場合に、その指定事業の用に供した日を含む事業年度において、特別償却または税額控除を認めます。

令和 6 年度からの主な変更点

本制度の、令和 6 年度からの主な変更点は以下の 4 項目です。

- 適用期限を 2 年間延長し、令和 8 年度末までとします。
- 100 億企業の創出を促進するための拡充措置として、売上高 100 億円超の達成に向けたロードマップ作成等を要件に、工場のラインや店舗等の生産性向上に係る設備導入に伴う建物を対象設備に追加します。
- 建物を新增設した際、当該年度末の雇用者給与支給総額が前年度末と比較して 2.5%以上増加した場合、特別償却 15%または税額控除 1%、5.0%以上増加した場合、特別償却 25%または税額控除 2%を適用します。
- C 類型は廃止、A 類型及び B 類型は指標の見直しを行いました。

参照：[経済産業省 令和 7 年度（2025 年度）経済産業関係 税制改正について](#)

掲載ページ：[経済産業省 令和 7 年度税制改正について](#)

参照：[国税庁 No.5434 中小企業経営強化税制（中小企業者等が特定経営力向上設備等取得した場合の特別償却又は税額控除）](#)

中小企業投資促進税制

中小企業投資促進税制は、中小企業における設備投資を後押しするため、一定の設備投資を行った場合に、税額控除（7%）または特別償却（30%）の適用を認める制度です。

適用対象者

本制度の適用対象者は、青色申告書を提出する中小企業者等（資本金額 1 億円以下の法人・農業協同組合・商店街振興組合等）、または従業員数 1,000 人以下の個人事業主です。

ただし、以下のとおり対象業種を指定しています。

製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業（料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業については生活衛生同業組合の組合員が行うものに限る。）、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶貸渡業、旅行業、こん包業、郵便業、通信業、損害保険代理業及びサービス業（映画業以外の娯楽業を除く）、不動産業、物品賃貸業

※性風俗関連特殊営業に該当するものは除く

対象設備

本制度の対象設備は以下のとおりです。

- 機械及び装置（1台160万円以上）
- 測定工具及び検査工具（1台120万以上、1台30万円以上かつ複数合計120万円以上）
- 一定のソフトウェア（1つあたり70万円以上、複数合計70万円以上）
- 貨物自動車（車両総重量3.5トン以上）
- 内航船舶（取得価格の75%が対象）

適用期間

本制度の適用期間は、令和8年度末までです。

税制措置

本制度では、対象となる設備投資を行った場合に、取得価額の30%の特別償却、または取得価額の7%の税額控除を適用できます。

ただし、税額控除は、個人事業主、資本金3,000万円以下法人が対象です。

令和6年度からの主な変更点

令和6年度からの主な変更点は、次のとおりです。

- 中小企業の更なる設備投資を促進するため、適用期限を2年間延長し、令和8年度末までとします。

参照：[経済産業省 令和 7 年度（2025 年度）経済産業関係 税制改正について](#)

掲載ページ：[経済産業省 令和 7 年度税制改正について](#)

参照：[中小企業庁 中小企業投資促進税制](#)

中小企業防災・減災投資促進税制

中小企業防災・減災投資促進税制とは、自然災害への対策を強化するため、事業継続力強化計画の認定を受けた中小企業者が、認定後 1 年以内に予定していた設備導入を行った場合に、特別償却 16%を適用できる制度です。

適用対象者

本制度の適用対象者は、令和 9 年 3 月 31 日までに「事業継続力強化計画」（連携計画含む）の認定を受けた中小企業者です。

対象設備

本制度の対象設備は、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有する以下の設備です。

- 機械及び装置（100 万円以上）
- 器具及び備品（30 万円以上）
- 建物附属設備（60 万円以上）

適用期間

本制度の適用期間は、令和 8 年度末までです。

税制措置

本制度では、「事業継続力強化計画」（連携計画含む）の認定を受けた事業の設備投資に対して、特別償却 16%を適用します。

令和 6 年度からの主な変更点

本制度の、令和 6 年度からの主な変更点は以下のとおりです。

- 今後も中小企業による防災・減災に向けた設備投資の促進が必要であるため、適用期限を 2 年間延長し、令和 8 年度末までとなりました。

参照：[経済産業省 令和 7 年度（2025 年度）経済産業関係 税制改正について](#)

掲載ページ：[経済産業省 令和 7 年度税制改正について](#)

カーボンニュートラル投資促進税制

カーボンニュートラル投資促進税制とは、産業競争力強化法の計画認定制度に基づく生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入に対して、最大 10%の税額控除（中小企業者等の場合は最大 14%）または 50%の特別償却を適用する制度です。

適用対象者

本制度の適用対象者は、産業競争力強化法の認定を受けたエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画に基づき、設備投資を行う法人です。

対象設備

本制度の対象設備は、産業競争力強化法の計画認定制度に基づく生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立し、設備導入前後の事業所の炭素生産性を 1%以上向上させる設備です。

適用期間

本制度の適用期間は、令和 8 年 3 月 31 日までにエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画の認定を受け、その認定を受けた日から同日以後 3 年を経過する日までです。

税制措置

本制度の税制措置は、企業区分及び認定された計画全体の炭素生産性の向上率によって異なります。詳細は下表のとおりです。

企業区分	炭素生産性の向上率	税制措置
中小企業者等	17%	税額控除 14% または 特別償却 50%
	10%	税額控除 10% または 特別償却 50%
中小企業者等以外の事業者	20%	税額控除 10% または 特別償却 50%
	15%	税額控除 5% または 特別償却 50%

令和 6 年度からの主な変更点

本制度の、令和 6 年度からの主な変更点は、以下のとおりです。

- SHK 制度を一部見直し、新しい基礎排出係数を創設しました。SHK 制度とは、一定量以上の温室効果ガスを排出する事業者に自らの排出量の算定と国への報告を義務付け、国が公表する制度を指します。

参照：[経済産業省 エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画（カーボンニュートラルに向けた投資促進税制）の申請方法・審査のポイント](#)

掲載ページ：[経済産業省 カーボンニュートラルに向けた投資促進税制](#)

参照：[経済産業省 カーボンニュートラルに向けた投資促進税制](#)

まとめ

この記事では、中小企業向けの優遇税制のうち、設備投資に活用できる制度に焦点を当てて制度の概要、令和 6 年度からの変更点を紹介しました。

これらの制度を適切に活用することで、自社の税負担を軽減することができます。

制度の活用を検討する際には、最新情報を確認するとともに専門家への相談も視野に入れ、戦略的な設備投資を進めましょう。

令和 7 年 5 月 28 日 作成：株式会社 Stayway